

児童扶養手当・特別児童扶養手当に該当していませんか

次の手当に該当している人は、確認のうえ手続きをしてください。
 なお、既に手続き済の人は、毎年8月の現況届（所得状況届）を忘れずにお願います。

○児童扶養手当

母子（父子）家庭の生活の安定と自立の促進を通して児童の福祉の増進を図ることを目的とする福祉制度です。手当の支給にあたっては、所得による支給制限があります。手当を請求する者（父母または養育者）もしくは、扶養義務者の所得が政令で定めた額以上であるときは、手当の全部または一部を支給しません。

受給資格者 次の①から⑧までの支給要件にあてはまる18歳以下（児童が心身に基準以上の障害を持つ場合は20歳未満）の児童を養育している母親または父親、またそれに代わって養育している人

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦未婚の母の子
- ⑧父母ともに不明である児童（孤児など）

支給金額 手当を受ける人、配偶者および扶養義務者の前年の所得により、全額支給、一部支給、全額停止に分かれます。支給金額は毎年、物価変動による見直しが行われます。

- ・全額支給の場合（対象児童1人）41,550円/月
- ・一部支給の場合（対象児童1人）9,810～41,540円/月までの間で所得に応じて設定されます。

なお、支給期間は児童が18歳になった年度の末日まで（児童が心身に基準以上の障害を持つ場合は20歳未満）となります。

※ 対象児童が2人いる場合は5,000円を加算、3人目以降には1人につき3,000円加算

○特別児童扶養手当

受給資格者 身体（内部障害も含む）または精神に障害がある児童（20歳未満）を監護している父母、または養育している人

支給金額 1級=50,550円/月、2級=33,670円/月次に該当する場合は、手当が支給されません。

- ・児童福祉施設などに入所している場合
- ・児童扶養手当については、対象児童または母（養育者を含む）が公的年金を受けている場合
- ・特別児童扶養手当については、児童が障害を事由とする年金を受けている場合

※偽りその他不正な手段により手当を受けたときには、法令により罰せられる場合があります。

問い合わせ 子ども課児童係（☎内線1143）

特別障害者手当・障害児福祉手当の現況届

次の手当を受給している人は、現況届（所得状況届）の提出が必要となります。受給者の人には、現況届の書類を送付しますので8月19日金までに提出してください。また、申請をしていない人で、次の各手当の資格に該当し、手当の受給を希望する人は、福祉課へお問い合わせください。

○特別障害者手当

対象者 日常生活において、常時介護が必要な在宅の20歳以上の重度障害者。障害年金などを受給していても申請できます。ただし、病院や社会福祉施設に、継続して3カ月以上入院（入所）した場合は支給されません。

支給金額 26,340円/月

○障害児福祉手当

対象者 日常生活において、常時介護が必要な在宅の20歳未満の重度障害児。ただし、病院や社会福祉施設に、継続して3カ月以上入院（入所）した場合は支給されません。

支給金額 14,330円/月

問い合わせ 福祉課障害福祉係（☎内線1415）

じん臓機能障害者通院交通費補助(前期)

じん臓機能障害により身体障害者手帳を所持し、人工透析療法のために医療機関に通院している人に対し、医療機関への通院に要した交通費の一部を補助します。

対象者 ▶じん臓機能障害の身体障害者手帳を所持し、医療機関に自家用自動車または鉄道・定期路線バスなどの公共交通機関を利用して通院し、人工透析療法による医療の給付を受けている人 ▶当該年度市町村民税非課税の人

補助対象期間 平成23年4月～9月分

※申請を希望する場合は要件の確認が必要となりますので、8月19日金までにお問い合わせください。

問い合わせ 福祉課障害福祉係（☎内線1415）

国保特定健診を受け忘れていませんか

健診期間は9月30日金までです

国保特定健診の対象になる人には、すでに受診票などを配布していますが、まだ受診が済んでいない人は、指定医療機関で早めに受診をしましょう。

皆さんが健診を受診し、生活習慣病を予防することで、国民健康保険の医療費抑制へとつながります。

健診へのご理解・ご協力をよろしくお願います。

※国保・後期高齢者医療制度の人間ドックを受ける人および国保の資格がなくなった人は、健診を受けられませんので、ご注意ください。

問い合わせ 保健センター（☎64-1901）



就職活動中の皆さんのために

○若者のための内定獲得ノウハウ講座

日時 8月25日(木)、午後1時～4時

対象者 就職活動中の学生、若者（平成24年、25年3月卒予定の大学・短大・専修学校生）

※既卒・第2新卒、39歳未満の就職転職希望者も歓迎

内容 「内定獲得にはコツがある！」

▶応募書類、見られるポイントを知ろう ▶効果的な自己PRの方法を知ろう ▶面接・グループディスカッションの基本を押さえよう

○就職内定を目指す学生・既卒者の親向けセミナー

日時 8月27日(土)、午後1時～3時

対象者 子どもの就職・転職活動をサポートしたい家族

内容 ▶子どもの就職のために家族ができること

▶現在の就職情勢や、現代の就職活動内容について

○共通事項

会場 ウィングプラザとみおか（勤労青少年ホーム）

定員 20人（先着順）

講師 ぐんま若者サポートステーション太田和雄さん

参加費 無料

申込期限 8月23日(火)

申し込み・問い合わせ 工業課（☎89-2120）

女性就労支援講座「女性のためのパソコン教室」

市では、男女共同参画事業の1つとして「女性のためのパソコン教室」を実施します。

日時 8月31日(木)、9月1日(木)、7日(木)、8日(木)、14日(木)、15日(木)、午前9時30分～11時30分

会場 生涯学習センター2階第1会議室

対象者 市内在住の就労中または就労希望の女性で次の条件を満たす人

▶キーボードによる文字入力ができる人

▶なるべく全日程参加できる人

就農支援講習 受講者募集

就職を希望するシニアのために無料講習を実施します。

日程 9月2日(金)～11月9日(水)の期間内の11日間

会場 甘楽富岡農業協同組合

対象 市に在住する55歳以上で就農を希望する人

内容 農産物の基本的知識と技術を習得

費用 無料

定員 20人（定員を超えた場合は、書類選考）

申込期限 8月18日(木)

申し込み・問い合わせ 群馬県シルバー人材センター連合会（☎027-255-6400）

再チャレンジ支援

経済団体と連携した未就職者支援事業

内容 県内企業での有期雇用（6カ月）を通じて、働きながらOJT（企業実習）やOFF-JT（職場外研修）を受け、スキルや資格を身につけて正規雇用につなげる。

対象 高校、大学などを卒業して概ね3年以内の未就職者（平成23年9月卒業見込みの未内定者含む）

定員 60人

費用 無料

申込期限 8月19日(金)

問い合わせ ジョブカフェぐんま高崎センター（高崎市旭町34-5旭町ビル3階 ☎027-330-4510）

労働相談をご利用ください

市では、県民労働相談センターと連携して労働相談を今年度から実施します。労働相談員が労働に関するご相談を受け付けますので、お気軽にご利用ください。

日時 毎月第2水曜日、午後1時30分～4時

会場 工業情報センター（保健センター敷地内）

問い合わせ 工業課（☎89-2120）

※祝日と重なった場合など、事情により開催日が変更となる場合がありますので、あらかじめ工業課へ日程をご確認の上、ご来場ください。

▶なるべく全日程参加できる人

内容 エクセル（初級～中級程度）とインターネット活用法

参加費 テキスト代として1,000円（当日徴収）

募集人員 15人（応募多数の場合は抽選）

申し込み・問い合わせ 8月1日(月)～17日(水)に総務課行政係（☎内線1223）へ。

※1歳以上の子どもを対象にした無料託児所を設けます。

シニア就業支援プログラム事業

就業や社会参加活動を希望する55歳以上の人にシルバー人材センターの就業体験を実施します。

日時 8月26日(金)、午後1時30分～4時30分

会場 富岡市シルバー人材センター

対象 55歳以上で、離職または離職予定の人

内容 就業体験「障子張り、網戸張り」

費用 無料

定員 10人（応募多数の場合は抽選）

申込期限 8月22日(月)

申し込み・問い合わせ 市シルバー人材センター（☎60-1600）